ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９６　48 週を超えるエフィナコナゾール外用液の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

48 週を超えるエフィナコナゾール外用液（クレナフィン爪外用液等）の算定は、原則として認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

クレナフィン爪外用液は、添付文書の用法及び用量に関連する注意に「48 週を超えて使用した場合の有効性・安全性は確立していない」と記載されている。

しかしながら、本剤の対象疾患である爪白癬の治療においては、罹患した爪全体が健全な爪へと生え変わる必要があるため、爪の成長（生え変わり）等を考慮すると、48 週を超える投与であっても、医学的に妥当と考えられる。ただし、改善が得られない場合は、使用中止等、漫然とした使用は避ける必要がある。

以上のことから、48 週を超えるエフィナコナゾール外用液（クレナフィン爪外用液等）の算定は、原則として認められると判断した。